

厚生労働省発雇児※※第※号
平成※※年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設
整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成※年※月※日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱

（通則）

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。交付要綱4の表の大分類に定める市区町村子ども家庭総合支援拠点については一部事務組合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

（定義）

- 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第12	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>3号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成※年※月※日雇児発第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備について」に基づく拠点</p>	<p>一時保護施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p> <p>市区町村子ども家庭総合支援拠点拠点</p>	<p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター</p>	
<p>(2) 売春防止法（昭</p>	<p>一時保護施設</p>		

和31年法律第118号)第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設	婦人保護施設		
(3)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<p>既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という。)においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 その他必要と認められる上記に準ずる工事

改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備を すること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整 備をするとともに既存施設の改築整備（一部改 築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整 備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設 の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	老朽民間児童 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20 年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇 用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉 施設等の整備について」により改築整備（一部 改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化 に係る整備	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等 における防犯対策強化に係る整備について」に より整備をすること。

（事業の種類）

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

（1）次の表の①欄に定める事業の種類ごとに、③欄に定める整備内容等により④欄に
定める設置主体が設置する施設に係る事業

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1) 一時保護施設に おける環境改善等事 業	児童相談所一時保護 施設	平成※年※月※日雇 児発※※第※号厚生 労働省雇用均等・児 童家庭局長通知「一 時保護された子ども の処遇向上のための 環境整備について」	都道府県又は指定都 市、中核市若しくは 市
(2) 児童養護施設等 における委託一時保 護児童の受入機能強	乳児院、児童養護施 設、児童自立支援施 設、児童心理治療施	平成※年※月※日雇 児発※※第※号厚生 労働省雇用均等・児	都道府県又は指定都 市、中核市若しくは 市町村

化のための整備事業	設	童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	
(3) 児童養護施設等における小規模化等のための整備	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設	平成12年5月1日 児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」 平成17年3月30日 雇児発第0330008号第厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
(4) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備	母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、婦人保護施設	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（但し、婦人保護施設は都道府県に限る。）
(5) 児童自立生活援助事業所の整備	児童自立生活援助事業所	平成10年4月22日 児発第344号厚生省児童家庭局長通知「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
(6) 市区町村子ども家庭総合支援拠点拠点の整備	市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成※年※月※日雇児発第※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合

(7) 防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター	平成※年※月※日 雇児発※※第※号厚 生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知 「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

(2) (1) の表の①欄に定める事業の種類ごとに、②欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を④欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。

(3) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置主体が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。） イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項 児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
(2) 売春防止法に基づく施設		

ア 婦人相談所一時保護施設	売春防止法第34条第5項	都道府県 指定都市
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県

(4) 次の表の①欄に定める事業の種類ごとに、③欄に定める整備内容等により④欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置主体（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（(5)に掲げる事業を除く。）

①事業の種類	②対象施設	③整備内容等	④設置主体
(1) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(2) 児童養護施設等における小規模化等のための整備	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成12年5月1日雇児発第489号厚生労働省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」 平成17年3月30日雇児発第0330008号第厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(3) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備	児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、婦人保護施設	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備について」	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(4) 児童自立生活援助事業所の整備	児童自立生活援助事業所	平成10年4月22日児発第344号厚生省児童家庭局長通知「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(5) 防犯対策強化整備事業	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、婦人保護施設、児童家庭支援センター	平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人又は公益財団法人

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置主体（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的で

- あると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(3)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(3)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(3)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(4)及び(5)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(4)及び(5)の額と、(イ)により算出した6の(4)及び(5)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(交付金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

10 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い

日まで保管しておかなければならない。

コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス この交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人等が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入れ税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

11 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

12 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、11に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

13 地方厚生（支）局長は、11又は12による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

14 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

15 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（10の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

16 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

17 特別の事情により8、11、12、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備、一時保護施設における環境改善事業、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備、児童養護施設等における小規模化等のための整備、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備、児童自立生活援助事業所の整備、市区町村子ども家庭総合支援拠点

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>一時保護施設における環境改善事業は別表 2、児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備は別表 4、児童養護施設等における小規模化等のための整備は別表 5、児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備は別表 6、児童自立生活援助事業所の整備は別表 7、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備は別表 8 に掲げる交付基礎点数表を適用する。</p> <p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合別表 2、別表 4、別表 5 又は別表 7 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合別表 5 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を標準とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下</p>	別表 1 - 5 のとおり

- ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合
別表2又は別表5に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。
- エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合
別表4又は別表5に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。
- オ 1室当たり交付基礎点数を適用する場合
別表6に掲げる1室当たり交付基礎点数に室数を乗じて得たものを基準とする。
- カ 1拠点当たり交付基礎点数を適用する場合
別表8に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。
- キ 一部改築及び拡張
平成20年6月12日
雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準(児童養護施設等における自立生活支援室(ステ
- 同じ。))。

	<p>ップルーム)の整備を除く)とする。</p> <p>ク 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表1に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり31,070点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ケ 地域に密着した独自の事業を実施するための方等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表3に定める交付基礎点数を基準とする。</p>	
特殊附帯工事費	別表3に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び	別表3に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及

	仮施設 整備工事費	準とする。	び仮施設整備に必要な 賃借料、工事費又は 工事請負費	
--	--------------	-------	----------------------------------	--

算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 3 及び別表 1 - 4 に掲げる整備以外の事業)

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負 担 割 合
施設 整備	本体工事費	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2, 0 0 0 (一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は 1, 5 0 0) で除して得た点数 (以下「実支出額を 2, 0 0 0 (一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は 1, 5 0 0) で除して得た点数等」という。) がこれに満たないときは、実支出額を 2, 0 0 0 (一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は 1, 5 0 0) で除して得た点数等とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関 (都道府県又は市町村の建築課等) の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。)</p>	別表 1 - 5 のとおり
	仮施設設置 備工事費	大規模修繕等については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は1,500）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は1,500）で除して得た点数等」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（一時保護環境整備実施通知に基づく整備の場合は1,500）で除して得た点数等とする。

耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合

別表3に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

別表3に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負 担 割 合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築 平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-5のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表9に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

算 定 基 準

(防犯対策強化整備事業)

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>児童養護施設等における防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築担当課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築担当課等)の見積り</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	別表1-5 のとおり

(2) 工事請負業者 2 社の
見積りを比較して、低い方
の見積り

※ただし、見積り額につ
いて、300,000円未
満の場合は本事業の対象と
しない。

別表 1-5

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備
事業の国、都道府県、市区町村、設置主体の負担割合

1. 施設の設置主体が都道府県等の場合

事業の種類	国	〔 都道 府県 〕	〔 市区 町村 〕
市区町村が申請する (1) 一時保護施設における環境改善等事業 (2) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3) 耐震化等整備事業	2/3	〔 - 〕	〔 1/3 〕
都道府県が申請する (1) 一時保護施設における環境改善等事業 (2) 児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3) 耐震化等整備事業	2/3	〔 1/3 〕	〔 - 〕
市区町村が申請する (1) 児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3) 児童自立生活援助事業所の整備 (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備 (5) 防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1/2 ※1/3	〔 - 〕 〔 ※1/3 〕	〔 1/2 〕 〔 ※1/3 〕
都道府県が申請する (1) 児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2) 児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3) 児童自立生活援助事業所の整備 (4) 防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1/2 ※1/3	〔 1/2 〕 〔 ※2/3 〕	〔 - 〕 〔 - 〕

別表 1-5

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備
事業の国、都道府県、市区町村、設置主体の負担割合

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	〔都道 府県〕	〔市区 町村〕	〔設置 主体〕
市区町村が申請する場合 (1)一時保護施設における環境改善等事業 (2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3)耐震化等整備事業	2/3	〔－〕	〔1/1 2〕	〔1/4〕
都道府県が申請する場合 (1)一時保護施設における環境改善等事業 (2)児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業 (3)耐震化等整備事業	2/3	〔1/1 2〕	〔－〕	〔1/4〕
市区町村が申請する場合 (1)児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3)児童自立生活援助事業所の整備 (4)防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1/2 ※1/3	〔－〕 〔－〕	〔1/4〕 〔※1/3〕	〔1/4〕 〔※1/3〕
都道府県が申請する場合 (1)児童養護施設等における小規模化等のための整備 (2)児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備 (3)児童自立生活援助事業所の整備 (4)防犯対策強化整備事業（※児童厚生施設の場合）	1/2 ※1/3	〔1/4〕 〔※1/3〕	〔－〕 〔－〕	〔1/4〕 〔※1/3〕

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備(一時保護施設における環境改善事業)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,390
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,030
初度設備相当加算	1人当たり	67

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	99
助産施設	1人当たり	160
乳児院	1人当たり	93
母子生活支援施設	1世帯当たり	341
児童養護施設	1人当たり	145
児童心理治療施設	1人当たり	166
児童自立支援施設	1人当たり	209
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93
婦人保護施設	1世帯当たり	196
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	179
助産施設	1人当たり	300
乳児院	1人当たり	166
母子生活支援施設	1世帯当たり	619
児童養護施設	1人当たり	258
児童心理治療施設	1人当たり	312
児童自立支援施設	1人当たり	367
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	177
婦人保護施設	1世帯当たり	357
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,347

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	31,070

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	12,040	16,050
初度設備相当加算	656	1,711

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準
児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	7,720

交付基礎点数表

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備
 (児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院	1人当たり	2,600
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,520
児 童 養 護 施 設	1人当たり	3,970
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,130
児 童 心 理 治 療 施 設	1人当たり	4,670
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,660
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	5,560
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,540

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

交付基礎点数表

児童養護施設等における小規模化等のための整備

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,620
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模ク・ルーフ・ケア整備加算	1グループケア当たり	2,550
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	910
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
児童養護施設本体	1人当たり	4,010
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク・ルーフ・ケア整備加算	1グループケア当たり	6,210
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,460
初度設備相当加算	1人当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	910
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場	1人当たり	230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,730
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク・ルーフ・ケア整備加算	1グループケア当たり	5,720
心理療法室整備加算	1施設当たり	32,630
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
通所部門整備加算	1人当たり	1,980
初度設備相当加算	1人当たり	57
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,630
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模ク・ルーフ・ケア整備加算	1グループケア当たり	6,610
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,090
通所部門整備加算	1人当たり	1,980
初度設備相当加算	1人当たり	57

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

交付基礎点数表

児童養護施設等における自立生活支援室(ステップルーム)の整備

	単位	交付基礎点数
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、婦人保護施設(単身用を整備する場合に限る。)	1室当たり	5,040
初度設備相当加算	1室当たり	69
母子生活支援施設、婦人保護施設(世帯用を整備する場合に限る。)	1室当たり	9,450
初度設備相当加算	1室当たり	69

(注) 初度設備相当加算は、交付基礎点数の範囲内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。

交付基礎点数表

児童自立生活援助事業所の整備

	単位	交付基礎点数
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,190
初度設備相当加算	1人当たり	69

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。

2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)

交付基礎点数表

市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

	単位	交付基礎点数
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	7,810

交付基礎点数表

児童養護施設等の耐震化整備

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,850
助産施設本体	1人当たり	5,770
乳児院本体	1人当たり	4,740
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	14,470
児童養護施設本体	1人当たり	5,940
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,670
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
児童自立支援施設本体	1人当たり	8,400
通所部門整備加算	1人当たり	2,650
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	6,010
婦人保護施設本体	1世帯当たり	8,080

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	173
助産施設	1人当たり	282
乳児院	1人当たり	165
母子生活支援施設	1世帯当たり	602
児童養護施設	1人当たり	252
児童心理治療施設	1人当たり	289
児童自立支援施設	1人当たり	362
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	165
婦人保護施設	1世帯当たり	347

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準
児童相談所一時保護施設	1人当たり	310
助産施設	1人当たり	523
乳児院	1人当たり	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,089
児童養護施設	1人当たり	457
児童心理治療施設	1人当たり	543
児童自立支援施設	1人当たり	646
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	302
婦人保護施設	1世帯当たり	623

別紙 1
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金
（児童虐待防止対策等に係る分）の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 申請額 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-3） |
| 4 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙 1

様式 1-2

平成29年度(平成28年度からの繰越分)次世代育成支援対策施設整備計画書
 (児童虐待防止対策等に係る分)
 (通常整備事業分 ・ 耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 _____

1. 整備計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出(予定)額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

2. 整備の目的

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

(2) 児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設（婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む）の整備を行う場合については、様式第1－4についても作成されたい。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式1-2 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）または耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

様式1-3 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1-4 児童入所等施設（婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む）を整備する場合

都道府県・市区町村名：
 部（局）課名： 部
 担当者： 連絡先：

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位：人、%)

施設種別	平成 年度 *3年度前の年度			平成 年度 *2年度前の年度			平成 年度 (月末現在) *前年度			平成 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()		()	()		()	()		()	()
母子生活支援施設	()		()	()		()	()		()	()
児童養護施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童心理治療施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童自立支援施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
婦人相談所一時保護施設	()		()	()		()	()		()	()
婦人保護施設	()		()	()		()	()		()	()

(注) 定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合) (単位：%)

平成 年度	平成 年度	平成 年度
	(月 日 現在)	

【里親委託率算出方法】

$$\text{里親委託率}(\%) = \left(\frac{\text{里親委託児童数}}{\text{児童養護施設入所児童数} + \text{乳児院入所児童数} + \text{里親委託児童数}} \right) \times 100$$

過去3か年度分の里親委託率を記入すること。
 なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1) (※3)				

(注) 過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式1-5

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）申請額内訳

都道府県・市区町村名 _____

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≦A) 円	寄付金その他 の収入額等 C 円	差引額 D (=A-C) 円	選定額 E 円	交付基礎点数表による算定額			豪雪地域 加算 I (=H × 8%) 点	算定額 計 J (=H + I) × 1,000	交付金 都道府県 (指定都市等) 補助額 L 円	交付金 所要額 M 円
							交付員 F	交付基礎点数 G 点	基準点数 H (=F × G) 点				
自治体													
		小計											
自治体以外													
		小計											

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2（児童厚生施設については1/3、「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」により整備する施設及び耐震化等整備事業については2/3を乗じた額を算出する。）を乗じた額（ただし、千円未満は切捨て。）を記入すること。
(5) L欄については、自治体の補助相当額（交付金相当の補助及びα）を計上すること。
(6) E欄及びJ欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

別紙 2
様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金
（児童虐待防止対策等に係る分）の実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | |
|------------------------------------------|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

別紙 2
様式 1 - 2

平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要
（児童虐待防止対策等に係る分）
（ 通常整備事業分 ・ 耐震化等整備事業分 ）

都道府県・市区町村名 _____

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

（注） 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

防犯対策強化計画実績の概要

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額（実績額）	交付金申請額
合 計						

2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

--

別紙 2
様式 1 - 4

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）精算額内訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費	対象経費の 実支出額 (予定)円	寄付金その他 の収入額等 円	差引額 円	選定額 円	交付基礎点数表による算定額			交付金 基本額 円	都道府県 等補助額 円	交付金 所要額 円	交付金 交付決定額 円	交付金 受入済額 円	差引過 △不足額 円
							定員	交付基礎点数	基準点数 H (= F × G)						
自治体															
	小計														
自治体以外															
	小計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2（児童厚生施設については1/3、「一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について」により整備する施設及び耐震化等整備事業については2/3を乗じた額を算出する。）を乗じた額（ただし、千円未満は切捨て。）を記入すること。
(5) L欄については、自治体の補助相当額（交付金相当の補助及び+α）を計上すること。
(6) E欄及びJ欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1－6）

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙 3

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金
（児童虐待防止対策等に係る分）調書

平成 年度 厚生労働省所管

(都道府県・市区町村名)

国		地 方 公 共 団 体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳 入			歳 出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円		
(項) 児童福祉施設整備費													
(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金
 （児童虐待防止対策等に係る分）による施設の工事進捗状況報告

施設種類 _____

(都道府県・市区町村名)

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	交付金額 A 円	12月末日の出来高 B %	3月末日までの出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村の長

平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金
（児童虐待防止対策等に係る分）の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成29年度（平成28年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。